

## 地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に規定する 地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方議会は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、人口減少社会への対応、脱炭素社会の実現、防災・減災対策や国土強靱化、農林水産業の活性化等、直面する様々な課題の解決に向け、民意を反映する地方公共団体の意思決定機関として、精力的に活動している。

こうした実態がある一方、地方議会については地方自治法上「議会を置く」としか規定されておらず、本会をはじめとする三議長会は、議会の位置付け等を法律上明確化すること、議員の職務等を法律上明確化すること、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など立候補環境の改善のための法整備を行うことなどについて国に要請を行ってきた。

議会の位置付け、議員の職務等を地方自治法に規定することは、議会・議員の団体意思を決定する責任が明確化されることに加え、議会・議員の重要な役割について住民から理解を得る契機となるとともに、女性や若者等多様な人材の議会への政治参画につながるものとなるため、令和5年の統一地方選挙までに実現することが極めて重要である。

また、デジタル技術の活用などにより、平時・コロナ禍等にかかわらず、議会機能を十分に発揮するとともに、多くの住民の声を反映した議会審議を行っていくことが重要であるが、その実現には、技術的・財政的な課題がある。

よって、特に重要かつ喫緊の次の事項については、第33次地方制度調査会において早急に審議を進め、地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

- 1 議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 4 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

以上、決議する。

令和4年1月12日

## 地方議会の位置付け及び議員の職務を明確に規定する 地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議

地方議会は、住民福祉の向上や地域社会の発展、新型コロナウイルス感染症対策など直面する様々な課題の解決に向け、地方公共団体の意思決定機関として重要な役割を果たしている。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、今後更に多様化する民意の集約と政策への反映が期待されている。

一方、議会及び議員の役割が住民から見えにくい、議員の性別や年齢構成等が偏っているとの指摘があり、また、小規模市町村では、議員のなり手不足が深刻化している。

これらの背景には、地方議会の位置付けや議員の職務が法律上明確に定められていない、また、立候補に伴う企業等による休暇の保障や厚生年金への地方議会議員の加入など、若者や女性、会社員が議員に立候補しやすい環境が十分に整えられていないといった要因がある。

地方議会が期待される役割と責務を十分に果たすためには、性別や年齢構成等に偏りがなく、多様な議員で構成され、デジタル技術の活用等により、多くの住民の声を反映した審議を行うよう取り組んでいかなければならない。国においては、これらの課題解決に向けた総合的な検討と必要な法整備が急務である。

本会をはじめとする三議長会は、昨年11月24日、「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、7項目にわたる重要事項について決議を行った。第33次地方制度調査会の発足にあたり、改めて、下記の事項について最重要かつ喫緊の課題として早急に審議を進め、令和5年の統一地方選挙までに地方自治法の改正等を早期に実現するように強く要望する。

### 記

- 1 地方議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。
- 2 地方議会議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 立候補に伴う企業等による休暇の保障など、会社員等多様な人材が立候補しやすい環境改善のための法整備を行うこと。
- 4 小規模議会の議員報酬を適正な水準に引き上げられるよう、財政支援を行うこと。
- 5 地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を行うこと。

以上、決議する。

令和4年1月11日

全国市議会議長会

## 地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

その一方、地方議会について、地方自治法には「議会を置く」とだけ規定され、議会の位置付けや議員の職務等について明確に定められていないことから、住民から議会及び議員の活動が見えにくくなっており、地方議会の存在意義が問われる要因の一つになっている。

地方自治法に議会の位置付け、議員の職務等が規定されることによって、団体意思を決定し、住民の代表者としての責務を果たすという議会・議員の役割が明確となり、住民から理解を得る契機となるとともに、女性や若者など多様な人材の議会への参画にもつながり得ることから、令和5年の統一地方選挙までにこれを実現することが極めて重要である。

併せて、議員のなり手不足問題の解消を図るため、立候補に伴う企業等による休暇の保障、厚生年金への地方議会議員の加入や町村の低額な議員報酬の改善に向けた環境整備、さらには、多くの住民の声を反映した議会審議を行うための議会のデジタル化に向けた取組などを推進することが必要である。

こうしたことから、本会をはじめとする三議長会は、これまでもあらゆる機会を通じて、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備を図ることを国に要請してきたが、特に重要かつ喫緊の課題である次の事項については、第33次地方制度調査会において早急に審議を進め、地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

- 1 議会の団体意思決定機関としての位置付け等を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 4 低額である町村議会の議員報酬の改善に向け、町村に対する地方財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 5 議会のデジタル化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

以上、決議する。

令和4年1月11日

全国町村議会議長会